

社 説

○外國人課稅問題

收むるに至らば外國人課稅の方法は世上の一問題を
營む者甚だ少なく稀にあるも外國人自するに夷敵を
以てしに如何なる重稅を課するも毫も差支なしとせ
往昔國際間の交通不便にして他國に永住して工商業を
營み又は甲國に死亡して乙國に在る遺產を相続人に
譲渡す場合もあり殊性會社の如き甲國に設立免許を得
て其債券株券を乙國に募集し丙國に於て事業を営むも
の少なしとせず斯る場合には課稅の場所は如何にして
之を定むるや總て關係國が同一の原則に據りて課稅す
れば各國の課稅法に相異わりて意外の不公平を納稅者に
及ぼすを以て一定の原則を設けて外國人課稅に關する
條約並に法令を統一せしめて重複の課稅を避け租稅の
公平を求むるは甚だ必要なり

第二内國居住經濟的利害 第三外國居住所得の全額に有する財例を見るに永く、専ら課税する居民を取る。専らには財産の所得の全額に有する財例を見るに永く、専ら課税する居民を取る。第三外國居住所得の全額に有する財例を見るに永く、専ら課税する居民を取る。